



川崎市信用保証協会の現況 2020



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

目 次

川崎市信用保証協会の概要	1
コンプライアンスへの取組みについて	5
個人情報保護宣言(抄)	6
信用補完制度の仕組み	7
信用保証のご利用に際して	10
主な保証制度のご案内	13
中期事業計画(平成30～令和2年度)(概要)	15
年度経営計画(令和2年度)(概要)	16
平成31年度の実績	18
平成31年度の主な取組み	21
業務状況の推移	27
平成31年度決算	38
あゆみ	42
窓口のご案内	43

川崎市信用保証協会シンボルマーク



当協会は創設35周年を記念して、昭和59年4月1日にシンボルマークを制定しました。

川崎の川を土台に信用のSと保証のHを配置し、川崎市の発展を信用と保証で支えて行こうとする当協会の念願を象徴したものです。

表紙の写真は、川崎市観光写真コンクール(主催 川崎市)入賞作品です。(川崎市観光協会提供)

第63回優秀賞	野村 成次	「平成最後の花筏」(二ヶ領用水/多摩区)
第63回優秀賞	内田 景梧	「仲秋、桃色に染まる」(多摩川河川敷/高津区)
第63回入賞	大上 英明	「紅葉の瀟秀園」(瀟秀園/川崎区)

ごあいさつ



川崎市信用保証協会
会長 古知屋 清

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会の取組みにつきまして、更なるご理解をいただくため平成31年度の業務実績や取組み等をまとめた「川崎市信用保証協会の現況」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会とその業務に対する理解を深めていただければ幸いです。

平成31年度は、消費税率の引き上げ、令和元年東日本台風（台風第19号）等による被害、更には新型コロナウイルス感染症による影響等が、景気に影を落とした一年となりました。

こうした中、当協会は、中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、信用保証制度がより有効に中小企業の発展を支えるものとなるよう金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援及び再生支援を通じて、地域経済発展に貢献できるよう努めてまいりました。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しております。先行きについても、極めて厳しい状況が続くことが見込まれていることから、当協会は中小企業及び地域経済の振興と発展に貢献するため、引き続き金融機関等と連携を深め、利用者目線に立った利便性向上等の取組みを通じて、質の高い信用保証サービスを持続的に提供できるよう役職員一丸となって一層努力してまいります。

今後とも引き続き、ご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

川崎市信用保証協会の概要

信用保証協会事業の基本理念（信用保証理念）

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証協会の役割

信用保証協会は、『信用保証協会法』に基づく認可法人で、基本理念に基づき、中小企業・小規模事業者の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的機関としてその保証人となることにより借入を容易にし、金融の円滑化を図るとともに、さまざまな経営支援の取組みによってお客様の経営基盤強化に寄与します。

業務運営方針（令和2年度）

当協会は、地域経済の発展に貢献する中小企業支援機関として、金融機関等との連携を深め、利用者目線に立った利便性向上等の取組みを通じて、質の高い信用保証サービスを持続的に提供するため、令和2年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協力し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。

（2）経営支援に関する取組みの推進

中小企業が経営改善、事業再生、事業承継等の経営課題の解決に取り組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

(3) 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携・協力を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 信頼される組織であり続けるための取組みの推進

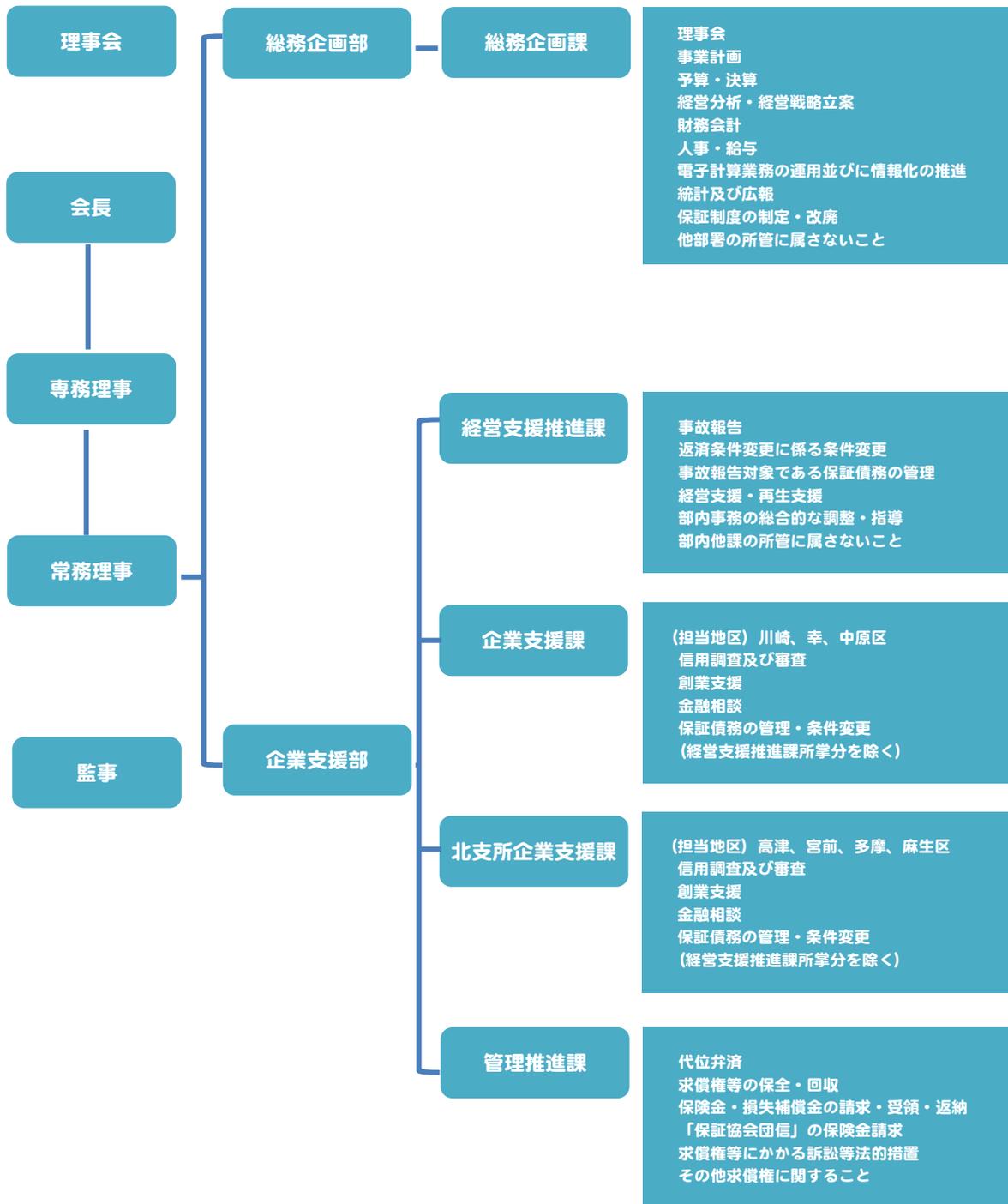
頼りになる中小企業支援機関であり続けるため、透明性の高い業務運営を行い、職員的能力向上の推進や広報活動の充実を図ります。

プロフィール

(令和2年3月31日現在)

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設立	昭和23年9月28日
業務開始	昭和23年10月1日
基本財産	120億円
利用企業者数	9,323者
保証債務残高	12,428件 1,193億円
事務所	本所 川崎市川崎区日進町1番地66 北支所 川崎市高津区坂戸3丁目2番1号 かながわサイエンスパーク西棟407号
役員数	39名（令和2年4月1日現在）

組織機構図



川崎市信用保証協会 役員名簿

令和2年6月1日現在

役職名	氏名	常勤 非常勤別	現職就任年月日	出身母体又は現職
会長	古知屋 清	常勤	平成31年4月1日	前：川崎市信用保証協会専務理事 元：川崎市議会局長
専務理事	唐仁原 晃	常勤	平成31年4月1日	前：川崎市総務企画局長
常務理事	小池 修	常勤	平成26年1月1日	前：川崎市信用保証協会総務企画部長
理事	山村 弘樹	非常勤	平成27年7月15日	川崎市工業団体連合会副会長
理事	石川 学	非常勤	平成30年5月1日	株式会社 横浜銀行常務執行役員川崎地域本部長
理事	深瀬 武三	非常勤	平成31年3月27日	一般社団法人 川崎市商店街連合会会長
理事	浦野 敏行	非常勤	令和元年5月21日	川崎商工会議所副会頭
理事	後藤 正浩	非常勤	令和元年5月21日	株式会社 みずほ銀行川崎支店長
理事	鹿沼 智	非常勤	令和元年5月21日	株式会社 商工組合中央金庫川崎支店長
理事	鈴木 正広	非常勤	令和元年5月21日	川崎工業振興倶楽部会長
理事	中川 耕二	非常勤	令和元年5月21日	川崎市経済労働局長
理事	堤 和也	非常勤	令和元年8月6日	川崎信用金庫理事長
理事	矢沢 亮二	非常勤	令和2年6月1日	株式会社 三井住友銀行京浜法人営業部長
監事	渡部 栄一	常勤	令和2年4月1日	元：川崎市信用保証協会総務企画部審議役
監事	池上 英嗣	非常勤	平成24年9月1日	公認会計士

コンプライアンスへの取組みについて

川崎市信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、誠実かつ公正な事業活動を行うことが、社会からの揺るぎない信頼を得ることになると考えています。これを実践するため、「川崎市信用保証協会倫理憲章」を基本方針として定め、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスの強化・充実を図っています。

川崎市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

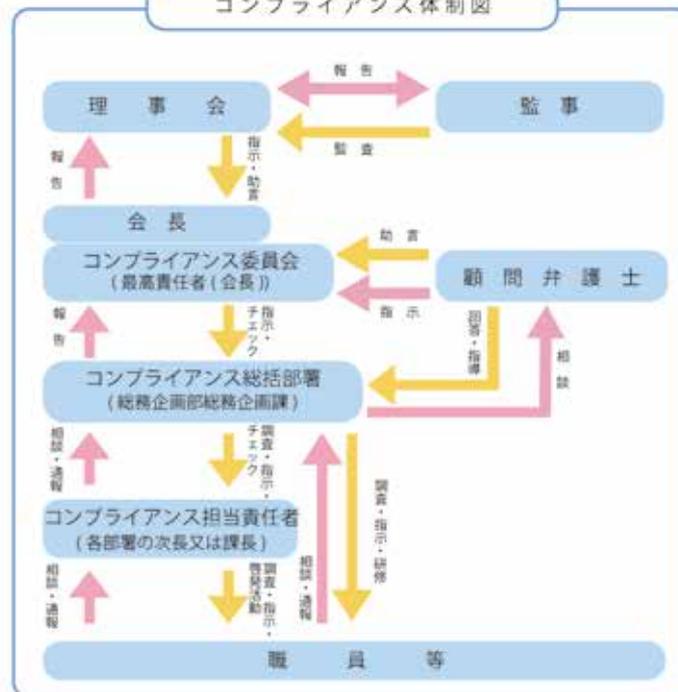
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

事業活動の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス体制図



個人情報保護宣言（抄）

川崎市信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

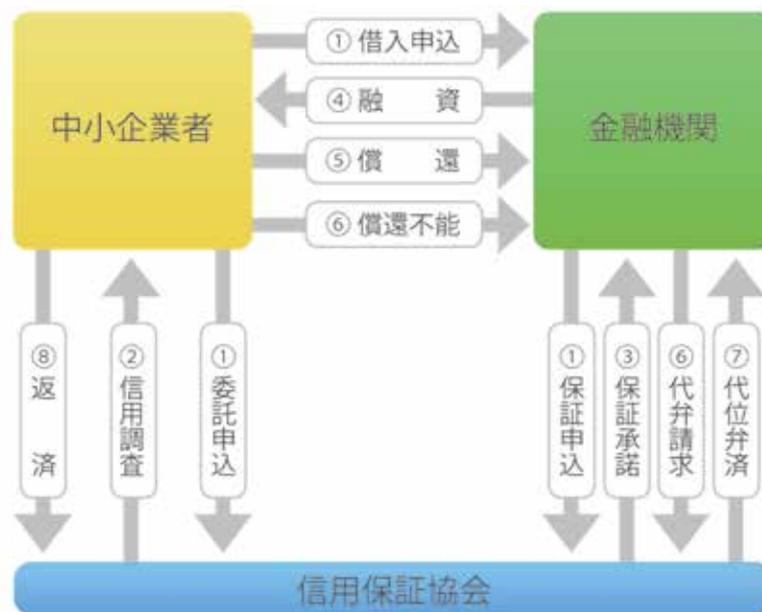
業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

- (1) 個人情報に関する法令等の遵守
当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。
- (2) 個人情報の取得・利用・提供
 - ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
 - ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる以外の目的には使用いたしません。
- (3) 個人データの適正管理
お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (4) 個人情報保護の維持・改善
当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (5) 個人データの委託
 - ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
 - ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。
- (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知
 - ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止
 - ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
 - ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
 - ・ お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (8) 質問・苦情について
当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

信用補完制度の仕組み

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の信用力を補完し、その金融の円滑化を図るための制度で、信用保証協会の行う信用保証（中小企業信用保証制度）と、国が運営する信用保険（中小企業信用保険制度）で成り立っています。

1 信用保証制度

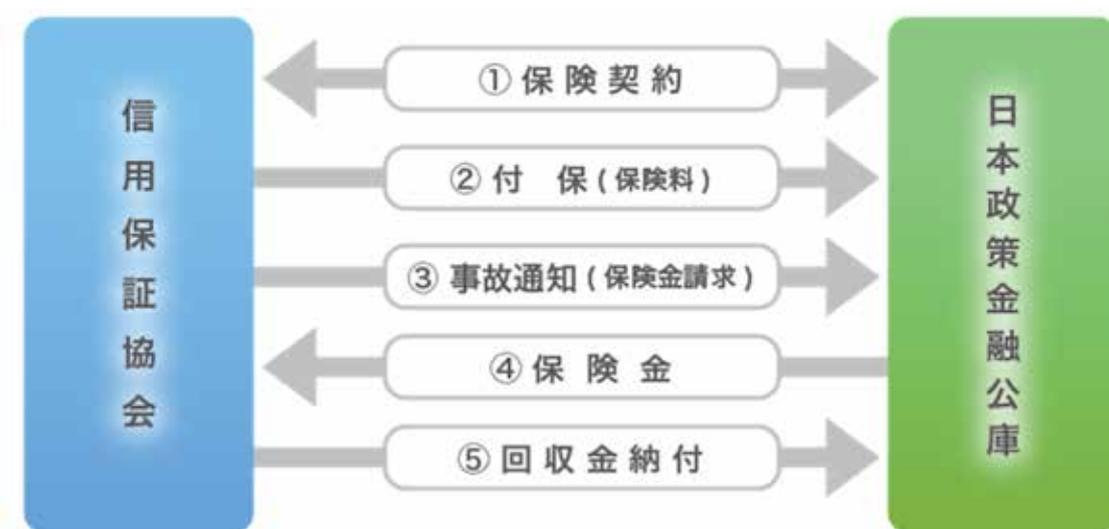


- ① 信用保証のお申し込みは、原則として金融機関を経由していただきます。
- ② 事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③ 保証承諾した場合は、信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関が融資を実行します。
- ⑤ 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- ⑥ 万一、中小企業者が償還不能に至った場合には、金融機関が信用保証協会に弁済を請求します。
- ⑦ 信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といい、代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑧ 以後、信用保証協会に返済していただきます。

2 信用保険制度

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。昭和33年、政府出資により中小企業信用保険公庫が設立され、その後、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に引継がれ現在に至っております。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



- ① 信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、すべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。
- ② 信用保証協会は公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故を通知した後、保険金請求を行います。
- ④ 公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済（元金）の70～90%の填補率に基づいて信用保証協会に保険金を支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、求償権を回収した都度、受領した保険金割合に応じて公庫へ納付（返納）します。

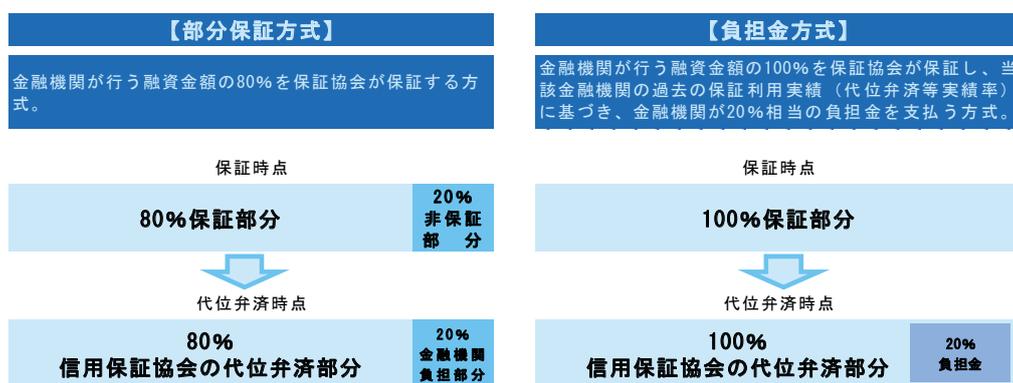
3 責任共有制度

(1) 責任共有制度とは

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から導入されました。

(2) 責任共有制度の仕組み

責任共有制度には【部分保証方式】と【負担金方式】の2つの方式があり、そのいずれかの方式を金融機関が選択することとなっています。



※協会は金融機関から20%の負担金支払いを受け、そのうち一定割合を公庫に納付します。

(3) 責任共有制度の対象となる保証制度

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次に掲げる保証制度は責任共有制度の対象外です。

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証
※5号に係る保証について、平成30年3月31日申込受付分までは責任共有対象外
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 経営力強化保証 ※
- ⑪ 事業再生計画実施関連保証 ※
- ⑫ 危機関連保証

※責任共有制度の対象外（導入前の保証を含む）となる保証を同額以内で借り換えた場合。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となり、保証割合は全て80%です。

信用保証のご利用に際して

1 所在地

川崎市内に事業実態があれば保証対象となります。

個人のお客様は、川崎市内に自宅又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人のお客様は、本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所は支店登記がされていなくても構いません。ただし、制度融資等の要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

2 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度融資などの要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

客観的着手の確認書類としては、開業届、営業場所の賃貸借契約書（営業場所が所有不動産である場合は不動産謄本）、履歴事項全部証明書等です。

なお、開業予定者又は開業1年未満の場合は、別途、創業計画書が必要です。

3 事業規模

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

1. 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業等（旅行業を含む。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万以下	100人以下
小売業	5千万以下	50人以下
医業	-	法人300人以下 (個人100人以下)

なお、特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

2. 中小企業信用保険法第2条第1項第2号、同法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政令特例業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	1億円以下	300人以下
情報処理サービス業	5千万以下	300人以下
旅館業	5千万以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

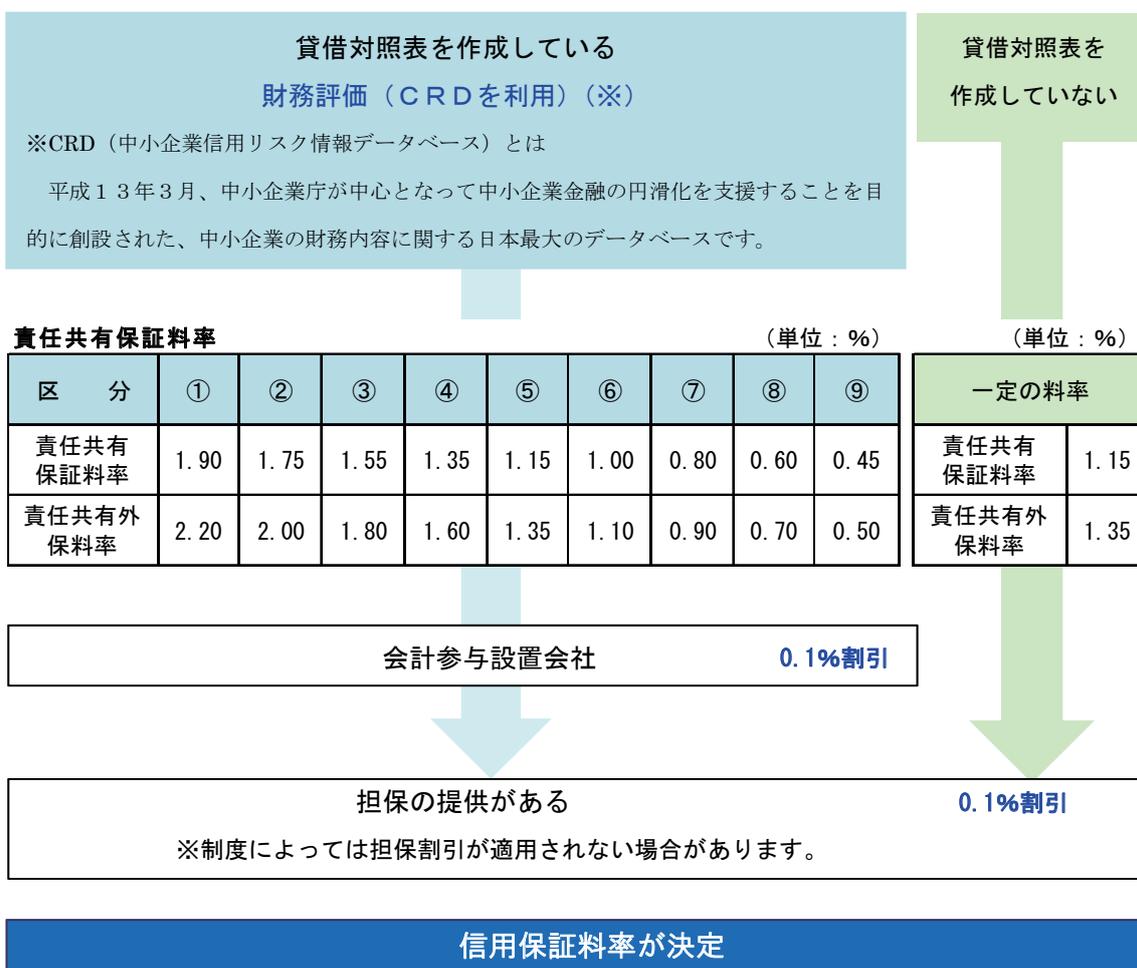
4 信用保証料

(1) 信用保証料とは

信用保証料は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とおお客様の信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

(2) 信用保証料率決定までの流れ

信用保証料率は、お客様の経営状況に応じ9段階となっております。



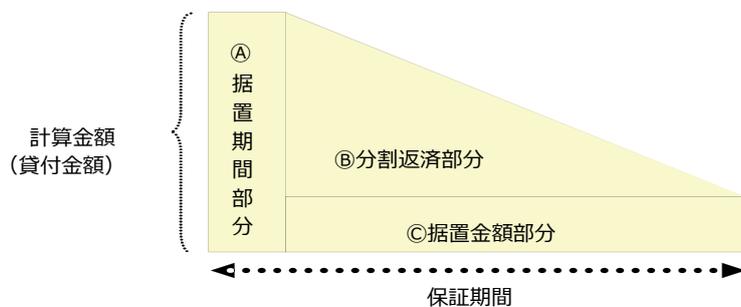
(3) 信用保証料の計算式

①一括返済

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

(確定日保証の場合は日割計算となります。)

②分割返済



$$\text{信用保証料} = \text{A} \text{据置期間部分} + \text{B} \text{分割返済部分} + \text{C} \text{据置金額部分}$$

①据置期間部分

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{据置期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \text{ (円)} \times \text{信用保証料率} \\ \times \{ (\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月} \} \times \text{分割係数}$$

分割係数

返済方法が均等分割返済の場合は分割係数表の均等分割係数を、不均等分割返済の場合は不均等分割係数を適用します。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

③据置金額部分

$$\text{据置金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \{ (\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月} \}$$

主な保証制度のご案内

協会制度（貸付利率は金融機関所定利率です。）

（令和2年5月1日現在）

制度名	ご利用の目安	資金使途／保証期間	限度額	信用保証料率
一般保証	運転、設備資金の借入に	運転資金 7年 設備資金 10年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.450%～1.900%
小口零細企業保証	従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2,000万円 (全国の信用保証協会による既存保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。)	0.500%～2.200%
短期継続保証制度	一括返済方式の短期資金を一定期間継続し、資金繰りを安定させるために	1年 (最大4回まで継続可能)	3千万円 (原則、直近決算の平均月商の範囲内)	0.450%～1.900%
中小企業成長発展支援保証制度 (発展サポート保証)	更なる成長を遂げるため、大口かつ長期の事業資金を調達するために	運転・設備 10年	2億円	0.450%～1.150%
発展サポート mini保証制度	更なる成長を遂げるための事業資金を調達するために	運転・設備 10年	5千万円	0.450%～1.350%
協調型融資保証 (コラボ)	金融機関のプロパー融資と協調し、まとまった事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	2億円	0.450%～1.150%
コラボmini保証制度	金融機関のプロパー融資と協調し、事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	8千万円	0.450%～1.350%
事業承継特別保証	経営者保証を提供することなく、事業承継の段階における資金調達をするために	運転・設備 10年	2億8千万円	0.450%～1.900% (※5)
事業者カードローン 当座貸越根保証	反復継続して発生する融資枠をカードローンで確保	運転・設備 1年又は2年	2千万円	0.390%～1.620%
流動資産担保融資保証	中小企業者が有する売掛債権等を担保とした事業資金調達に(※1)	運転・設備 1年	2億円	0.680%
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画を策定した上で、その計画を実行し、計画進捗の報告も行いながら経営改善に積極的に取り組む中小企業者の経営力強化のバックアップに(※2)	運転資金 5年 設備資金 7年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.450%～2.00%
危機関連保証制度	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じたときのために(※3)	運転・設備 10年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.800%
借換保証	保証付借入金の借換による返済額の軽減や資金調達の円滑化のために	運転・設備 10年	2億8千万円(※4) (組合4億8千万円)	0.450%～1.900%
条件変更改善型借換保証	経営改善に向け返済緩和中の保証を借換するときに	15年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	
事業再生計画 実施関連保証	事業再生を行う中小企業が資金調達を図る際に	一括返済 1年 分割返済 15年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.680%～0.800%

(注) ここに紹介しました保証制度は、個々に申込資格・要件・取扱金融機関が異なります。

詳細につきましては、経営支援推進課（TEL：044-211-0504）までお問い合わせください。

※1 根保証形式でもご利用いただけます。

※2 経営力強化保証については「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業計画書（申込人が策定したもの）、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に支援内容が記載されていない場合に必要です。）

※3 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者が対象となります。

※4 6号認定の場合は3億8千万円となります。

※5 経営者保証コーディネーターによる事業承継時判断材料チェックシートの全項目について確認を受けた場合、0.200%～1.150%の信用保証料率が適用されます。

川崎市中小企業融資制度

(令和2年5月1日現在)

制度名・貸付利率	ご利用の目安	資金使途/保証期間	限度額	信用保証料率
振興資金 (短期)1年以内 1.5%以内 (長期)1年超5年以内 2.0%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※6 設備強化支援資金 5年以内 1.8%以内 5年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※6	事業活動に必要な資金の借入に	(短期) 運転・設備 1年 (長期) 運転資金 7年 設備資金 10年	2億円 (組合4億円)	0.450%~1.900%
小規模事業資金 3年以内 1.8%以内 3年超5年以内 2.0%以内 5年超 2.1%以内 小規模事業資金 (短期サポート型) 1.2%以内 小規模事業資金 (小口サポート型) 1.4%以内 小規模事業資金 (ミニ) 1.3%以内	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 8年 運転・設備 1年 運転・設備 5年 運転資金 4年	3千5百万円 2千万円 2千万円 3百万円	0.025%~0.750% 当協会の保証料率引下げ(0.2%)後の保証料率 (保証債務残高1,500万円以下) 0.383%~0.950% (保証債務残高1,500万円超) 0.383%~1.710% 0.225%~0.950%
小口零細対応小規模事業資金 3年以内 1.6%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超8年以内 1.9%以内 8年超 2.0%以内	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2,000万円(※10)	0.450%~1.100%
不況対策資金(5年型) 1.5%以内 (要件該当者1.4%以内) ※7 不況対策資金(10年型) 1.7%以内 (要件該当者1.6%以内) ※7 危機対策資金 ※8 1.7%以内 新型コロナウイルスにより危機関連保証が認定された場合 1年以内 0.9%以内 1年超3年以内 1.2%以内 3年超5年以内 1.4%以内 5年超 1.6%以内 災害対策資金 1.7%以内 新型コロナウイルスによりセーフティネット4号が認定された場合 1年以内 0.9%以内 1年超3年以内 1.2%以内 3年超5年以内 1.4%以内 5年超 1.6%以内 激甚災害対策資金 1.7%以内 借換支援資金 1.8%以内 条件変更改善型借換資金 10年以内 1.8%以内 10年超 2.3%以内 経営力強化支援資金 1.6%以内 企業再建資金 2.6%以内	経営環境の変化により経営の安定化に必要な資金の借入に	運転・設備 5年 運転・設備 10年 運転・設備 10年 運転・設備 10年(※9) 運転資金 10年 運転資金 15年 運転資金 5年 設備資金 7年 (借換を含む場合10年) 運転・設備 10年	3千万円(※11) 8千万円(※11) 2億8千万円 8千万円(※11)(※12)(※13) 2億8千万円(※12) 2億8千万円(※11) 2億8千万円(組合4億8千万円) 2億8千万円	0.450%~0.950% 0.383%~0.950% 0.400%(※14) 0.450%~0.950%(※15) 0.450%(※16) 0.400%~1.900% 0.225%~1.000% 0.225%~1.100%
アーリーステージ対応資金 1.9%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※6 女性・若者・シニア起業家支援資金 1.8%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※6 新製品開発・新分野進出支援資金 2.1%以内 流動資産担保資金 1.9%以内 事業承継特別保証資金 1.6%以内 川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金 1年以内0.9%以内 1年超3年以内1.2%以内 3年超5年以内1.4%以内 5年超 1.6%以内 セーフティネット保証5号(売上等減少率15%未満)の場合は 1.7%以内	川崎市内で創業もしくは開業後5年未満の事業資金の借入に 新分野進出後1年未満の事業資金又は新製品開発に必要な資金の借入に 中小企業者が有する売掛債権等を担保とした事業資金調達に 経営者保証を提供することなく、事業承継の段階における資金調達をするために 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金調達に	運転資金 7年 設備資金 10年 運転・設備 1年 運転・設備 10年 運転・設備 10年	3千5百万円 (客観的実業着手がなされておらず、2,000万円以上の融資を希望する場合は、2,000万円を超える額と同額の自己資金が必要です。) 3千万円 2億5千万円 2億8千万円 3千万円	0.000%~1.900% 0% (所定保証料率08%のところ、市の助成(05%)及び当協会の保証料率引下げ(03%)により、申込人負担がゼロになります。) 0.450%~0.800% 0.340% 0.255%~0.950%(※17) 国が全額補助(※18)

※6 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。
 ※7 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方
 ※8 大規模な経済危機や災害発生時に、経済産業大臣が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。
 ※9 令和元年東日本台風(台風第19号)により被害を受けた場合は、設備資金15年以内
 ※10 全国の信用保証協会による現存保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限りです。
 ※11 セーフティ第1~8号に係る市町村長又は特別区長の認定書を取得して利用する場合は、通常の限度額とは別枠でご利用いただけます。
 ※12 市町村長又は特別区長の確認証明書、又は認定書が必要です。
 ※13 新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット4号が認定された場合は、2億8,000万円
 ※14 新型コロナウイルスによる危機関連保証が認定された場合、信用保証料支払い負担はありません。
 ※15 令和元年東日本台風(台風第19号)又は新型コロナウイルスによりセーフティネット4号が認定された場合、信用保証料支払い負担はありません。
 ※16 令和元年東日本台風(台風第19号)により罹災証明書が認定された場合、信用保証料支払い負担はありません。
 ※17 経営者保証コーディネーターによる事業承継時判断材料チェックシートについて確認を受けた場合、信用保証料支払い負担はありません。
 ※18 セーフティネット保証5号(売上等減少率15%未満)の場合、0.425%。さらに、経営者保証無しの場合、0.525%

中期事業計画（平成30～令和2年度）（概要）

川崎市信用保証協会は中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、将来にわたり信用保証制度が中小企業の発展を支えていくものとなるよう金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援及び再生支援を通じて、地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から令和2年度までの3年間における業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

中小企業が経営改善、事業再生、事業承継など経営課題の解決に取り組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携・協力を進め、地方創生への貢献を果たすための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 利用者から、より信頼される態勢づくり

信用保証協会が公的な中小企業支援機関として、中小企業の金融円滑化や経営支援をより高い水準で提供するため、利便性の向上や利用者から信頼される態勢を構築します。

年度経営計画（令和2年度）（概要）

1 業務環境

(1) 地域の経済動向

政府は、令和2年2月の月例経済報告で、国内景気の基調判断を「輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とする一方で、先行きについては、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響や通商問題を巡る動向等の海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があるとしています。

地元金融機関が令和元年12月に行った川崎市内中小企業動向調査では、景況感を示す業況DIが2019年1月～3月期△4.1、4月～6月期△9.9、7月～9月期△8.6、10月～12月期△10.2と4期連続マイナス圏で推移しています。また、次期見通しについても△16.6と後退を予想しており、「売上の停滞・減少」や「人手不足」等による先行き不透明感が反映されていると思われます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気は、全体として緩やかな回復基調にあるとされているものの、「売上の停滞・減少」や「人手不足」等により企業の倒産が増加傾向にあります。今後においても人件費の上昇や消費税率引き上げ後の影響により、更なる倒産増加も懸念されており、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

また、中小企業経営者の高齢化が進むなか、事業承継は喫緊の経営課題であり、中小企業が休廃業や解散といった事態に陥らないよう、様々な支援が必要です。

2 業務運営方針

当協会は、地域経済の発展に貢献する中小企業支援機関として、金融機関等との連携を深め、利用者目線に立った利便性向上等の取組みを通じて、質の高い信用保証サービスを持続的に提供するため、令和2年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

- (1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進
 中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協力し、中小企業の安定的な資金調達を支援します。
- (2) 経営支援に関する取組みの推進
 中小企業が経営改善、事業再生、事業承継等の経営課題の解決に取組めるよう、金融機関等と連携・協力するとともに、課題に応じたきめ細やかな支援に取組みます。
- (3) 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進
 市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携・協力を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。
- (4) 回収の最大化に向けた取組みの強化
 求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取組みます。
- (5) 信頼される組織であり続けるための取組みの推進
 頼りになる中小企業支援機関であり続けるため、透明性の高い業務運営を行い、職員の能力向上の推進や広報活動の充実を図ります。

3 令和2年度の業務計画数値

項 目	金 額
保 証 承 諾	40,000百万円
保証債務残高	113,233百万円
代 位 弁 済	2,000百万円
実 際 回 収	500百万円

平成31年度の実績

1 事業方針

平成31年度の日本経済は、輸出が弱含みであることや通商摩擦等の動向が世界経済に与える影響、さらには海外経済の不確実性や金融資本市場の影響に留意する必要がありましたが、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されていました。

中小企業においては、景気が緩やかな回復基調にあり、企業倒産も減少傾向にある一方で、深刻化する人手不足を背景とした人件費の上昇や売上げの伸び悩み等様々な経営課題を抱えており、経営環境は依然として厳しい状況にありました。

こうしたことから、当協会は質の高い信用保証に加え、引続き金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組む等、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、次のとおり平成31年度の事業計画を策定いたしました。

(1) 保証承諾額	45,000百万円
(2) 保証債務残高	123,723百万円
(3) 代位弁済額（元利）	1,900百万円
(4) 実際回収	600百万円

2 経済金融情勢

平成31年度の日本経済は、緩やかな長期的回復基調にあった一方、中小企業においては、売上の停滞・減少や人手不足等による倒産が増加傾向を示すなど、その経営環境は依然として厳しい状況にありました。

さらに、中国の武漢で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内のみならず景気を足下で大幅に下押し、先行きについても厳しい状況が続くことが大いに懸念されています。

なお、平成31年度における、危機関連保証等セーフティネット関連保証の発動（取扱開始）状況は、次のとおりです。

- (1) 令和元年東日本台風（台風第19号）の被害等に対応するためのもの
 - 1) 令和元年10月12日 セーフティネット保証4号（災害指定）
 - 2) 令和元年11月1日 災害関係保証（激甚災害）

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するためのもの
 - 1) 令和2年2月1日 危機関連保証
 - 2) 令和2年2月18日 セーフティネット保証4号（災害指定）
 - 3) 令和2年3月6日 セーフティネット保証5号（業種指定）

3 業績

(1) 保証状況

保証承諾は、3,046件41,904百万円で前年度実績2,985件41,882百万円に比べて、件数で61件、金額は22百万円それぞれ増加しました。また、1件あたりの保証承諾金額は13,757千円となり、前年度実績14,031千円に比べて、274千円減少しました。なお、平均保証期間は69.1ヶ月で、前年度実績65.5ヶ月に比べて3.6ヶ月長期化しました。

(2) 保証債務残高状況

保証債務残高は、12,428件119,309百万円で前年度実績13,124件126,213百万円に比べて、件数で696件、金額は6,904百万円それぞれ減少しました。

(3) 代位弁済状況

代位弁済は、192件1,996百万円で前年度実績185件1,909百万円に比べて、件数で7件、金額は87百万円それぞれ増加しました。

(4) 回収状況

回収は、487百万円で前年度実績398百万円に比べて、89百万円増加しました。

なお、期末求償権残高は479件（前年度比109.4%）1,137百万円（前年度比100.2%）で前年度期末求償権残高438件1,135百万円に比べて、件数で41件、金額は2百万円それぞれ増加しました。

4 事業の展望

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が急速に悪化しており、非常に厳しい状況にあります。先行きについても、極めて厳しい状況が続くことが見込まれており、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況の下、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援といった中小企業の経営課題に応じた取組みを行ってまいります。

当協会では、経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため、弁護士や税理士等の第三者により構成される「外部評価委員会」を平成18年度に設置しています。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

5 保証制度等を活用した取組みについて

(1) 創業支援の取組み

地方創生に貢献するため、創業者を対象とした川崎市中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）創業支援資金について、市の信用保証料（以下「保証料」という。）補助に加え、協会も保証料率の引下げを行い、保証料をゼロとするとともに、希望する中小企業には訪問支援や専門家派遣による創業フォローアップ診断により、保証後も継続的な支援に取組みました。それらの取組みにより、本制度は多くの創業者にご利用いただいております。平成31年度保証承諾実績は、160件、886,200千円となりました。

(2) 生産性向上支援の取組み

中小企業の成長発展を支えるため、生産性向上を目指す中小企業に訪問し、専門家派遣の提案を行う等経営支援に取組みました。

また、生産性向上を図る中小企業の設備投資を支援する融資制度設備強化支援資金について、市の保証料補助に加え、協会も保証料率を引下げ、市と連携して支援に取組みました。本制度は、生産性向上を図る中小企業にご利用いただいております。平成31年度保証承諾実績は、123件、1,588,977千円となりました。

(3) 令和元年東日本台風（台風第19号）に係る取組み

令和元年東日本台風（台風第19号）で被害を受けた中小企業（以下「被災中小企業」という。）を支援するため、特別相談窓口を設置しました。また、融資制度災害対策資金については、市の保証料補助により保証料をゼロとし、罹災証明を受けた方を対象に融資の支払利息も市が補給しています。本制度は、多くの被災中小企業にご利用いただき、令和元年10月29日の取扱開始から令和2年3月31日までの間に、90件、2,338,807千円の保証承諾実績となりました。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る取組み

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている中小企業を支援するため、特別相談窓口を設置しました。また、危機関連保証等セーフティネットが発動されたことに伴い、融資制度災害対策資金を令和2年3月2日、危機対策資金を13日にそれぞれ取扱を開始し、市の保証料補助により保証料をゼロとしました。その結果、4月1日以降も多くの中小企業にご利用いただいております。

また、5月1日から最大で保証料全額及び3年間の支払利息を国が補助する市新型コロナウイルス感染症対応資金が開始され、多くの申込みをいただいております。

平成31年度の主な取り組み

神奈川中小企業診断士会との覚書締結

平成31年4月1日に、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会は、神奈川中小企業診断士会と中小企業・小規模事業者の支援に関する覚書を締結しました。

この覚書締結により、協会の外部専門家派遣事業において、神奈川中小企業診断士会に所属する中小企業診断士を派遣できる体制を整えられることから、これまで以上に中小企業・小規模事業者に寄り添い、個々の企業への一層充実した経営支援に取り組むことができるようになりました。

災害時等における業務支援に関する覚書締結

災害時において、単独での業務遂行が困難な場合を想定し、令和元年9月19日に全国にある各地域の信用保証協会協議会間での広域応援体制を整備しました。

また、横浜市、名古屋市、岐阜市、川崎市の4信用保証協会（以下「4市協会」とい



う。）においても、令和元年5月30日「災害時等における業務支援に関する覚書」を締結しました。4市協会が関東ブロック（横浜市・川崎市）と東海ブロック（名古屋市・岐阜市）に分かれている地域性を活かし、いずれかのブロックで大規模な災害等が発生した際に、人的な応援や物資の支援等を行う体制を構築するために締結したものです。

2019 “よい仕事おこし” フェア出展

令和元年10月7日・8日の2日間にわたり、信用金庫による地方創生をテーマに、全国229信用金庫の協賛・出展による「2019 “よい仕事おこし” フェア」が、東京国際フォーラムで開催されました。

会場では、日本全国の企業・団体のブース展示や商談のほか、「被災地復興支援」や「地域連携」、「地方創生」に関連したステージイベントや観光PR、パネル展示等が行われ、当協会は、各種信用保証制度を紹介しました。

創業支援の取り組み

創業支援の取り組みとして、関係機関と連携して開催した創業セミナーや創業関係フォーラムで当協会の創業支援メニューを説明しました。また、川崎市内で創業を希望される方の相談に対応するため、平成30年5月15日から川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して「起業家向け無料相談窓口」を開設し、平成31年度は3件の相談（平成30年度の実績は12件）を受けました。

- 令和元年 6月17日 「知っておきたい！クラウドファンディング活用方法」
- 令和元年 7月 3日 「令和元年度 商人デビュー塾」
- 令和元年 9月27日 「かわさき女性起業家フォーラム
ビジネスで使うSNSの効果的な活用方法」
- 令和元年11月27日 「女性起業家セミナー はじめてWeb
～女性のためのホームページ作成実践講座～」
- 令和2年 2月19日 「2019年度創業「いろは」セミナー」

事業承継セミナーの開催

令和元年8月2日と令和2年2月12日に、『事業承継のキホンの「キ」セミナー』を神奈川県よろず支援拠点、公益財団法人川崎市産業振興財団と共催で、開催しました。中小企業診断士、事業承継士及び税理士の資格を有する神奈川県よろず支援拠点所属のコーディネーターから、事業承継の全体像や事業承継の際に何を行うべきかといった「事業承継のキホン」についてご講演いただきました。



川崎国際環境技術展出展

令和元年11月12日・13日の2日間にわたり、「第12回川崎国際環境技術展」が川崎市川崎区のカルッツかわさきで開催されました。

当日は、ビジネスマッチングの場として商談が行われるなど活況を呈しており、当協会も川崎市中小企業融資制度等を紹介しました。

かながわ企業支援ネットワーク会議の開催

中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援について、地域金融を支える関係機関の連携を緊密にするため、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、神奈川県中小企業再生支援協議会と共同で令和元年10月16日に「第15回かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催しました。



中小企業金融情報交換会議の開催

この会議は平成18年12月に第1回を開催して以来、中小企業支援機関等の皆様にご協力いただきながら、各機関の事業実績報告の場として半期毎に開催して参りました。

平成31年度は、4月23日と10月10日に第25回、26回の会議を開催し、各機関の平成31年度の事業計画等についての説明や、地域金融と中小企業支援についての活



発な意見交換を行いました。

(参加機関：川崎商工会議所、川崎信用金庫、株式会社日本政策金融公庫川崎支店、株式会社商工組合中央金庫川崎支店、川崎市経済労働局金融課及び工業振興課、公益財団法人川崎市産業振興財団、株式会社ケイエスピー、川崎市信用保証協会)

外部評価委員会の開催

外部評価委員会は、協会の経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため平成18年9月に設置したもので、第三者である弁護士、税理士等学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

平成31年度は、6月17日に平成30年度の経営計画等に関する評価のための会議を、11月28日には平成31年度経営計画の進捗等に関する中間報告のための会議をそれぞれ開催しました。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

保証事務説明会の開催

平成31年度の保証事務説明会は17回を数え、説明会では、保証申込手続き、経営支援に関する案内、期中事務の留意点等について説明し、金融機関の皆様には、利用手続きについて理解を深めていただくとともに、中小企業の発達状況に応じた円滑な資金調達の支援を行うため、金融機関と当協会の連携について意見交換を行いました。



神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会

本協議会は、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会が、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会と緊密な連携を図り、暴力団等による不当な行為、要求、介入等を防止かつ排除し、信用保証業務の健全な運営を確保することを目的としています。

平成31年度は7月25日に総会を開催し、3信用保証協会の他、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び関係警察署の方々にもご出席いただきました。

また、令和元年12月12日には、暴力団等反社会的勢力の実態、動向を把握し、信用保証協会の健全な業務運営を図るための、情報交換会を開催しました。



利便性向上への取組み

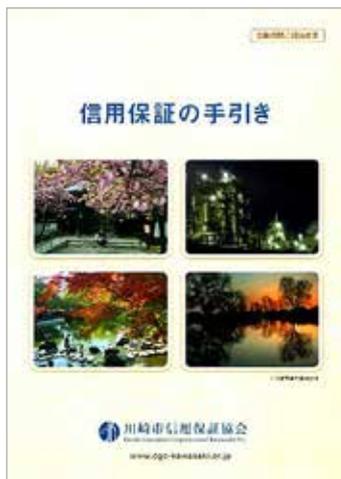
中小企業や金融機関の保証利用における利便性向上を図るため、金融機関アンケート等で要望のあった申込添付書類の簡素化に取組み、令和元年10月1日から様式の制定及び一部改正を行いました。また、令和元年12月19日に保証審査事務の一部見直しを行い、審査日数の短縮化に取組んだ結果、前年度6.3日から当年度5.5日と平均審査日数が0.8日短縮しました。

その他に、創業する方や創業されて間もない方を対象とした「創業サポートガイドブック」や、専門家派遣について紹介するチラシの作成、そのほか、中小企業者の皆様に信用保証利用のメリット等をご案内するリーフレットの改訂を行いました。

■チラシ



■リーフレット



経営安定化支援の取組み

様々な経営課題を抱える中小企業を支援するため、セミナーの開催等による情報提供や金融機関等と連携した企業訪問、専門家派遣等に取り組みました。中でも中小企業診断士の派遣先は平成31年度実績で112者を数え、中小企業から好評を得ております。その事例を以下で紹介します。

①『事業承継に向け、経営改善に取り組んだ事例』

【企業概要】業種：屋根工事業 資本金：3,000千円 設立：昭和58年10月

事例企業は、ハウスメーカーから一般住宅屋根の設置や太陽光発電の設置を請け負っています。

【支援内容等】

主要取引先からの受注減少により、資金繰りが厳しくなっていることに加え、現場の作業効率や事業承継についても苦慮している状況であり、作業効率向上や事業承継計画策定支援について、アドバイスを受けたいとの希望から、支援に至りました。

経営課題を抽出するため、協会の専門家派遣事業による経営診断（全5回）を行い、金融機関と経営診断の内容を共有して連携支援を進めるため、経営サポート会議を実施しました。また、経営の健全化に向けた経営改善計画策定支援及び事業承継策定支援（全8回）を実施しました。

事業者からは、「経営診断から計画策定まで分かり易く親身に対応していただいたことで意識改革を図ることができた」と支援に満足の声をいただいております。

②『求償権消滅保証により正常化した事例』

【企業概要】業種：荷役業務 資本金：10,000千円 設立：昭和35年5月

事例企業は、工場内業務の請負企業として創業し、現在は工場や倉庫内の物流業務を請け負っています。

【支援内容等】

求償権先でしたが、求償債務への支払い状況等から求償権消滅保証による正常化を検討していました。経営上の課題としては、作業面の専門性からくる人材確保、取引先の低迷に伴う収益の確保、金融機関との取引ができないことから先行き資金調達への不安等を抱えていました。そのような状況の中、専門家派遣を提案したところ、経営を改善したいとの思いから専門家派遣の希望があり、支援に至りました。

経営課題を抽出するため、協会の専門家派遣事業による経営診断（全4回）を行ったのち、改善計画の策定及び求償権消滅保証の実施のため、金融機関を交えての経営サポート会議を行いました。その結果を踏まえ、平成31年度求償権消滅保証の実施により、正常化となり事業を進めております。

事業者からは、「自社を客観的な目線で見ることができ、明確な経営ビジョンが持てた」と支援に満足の声をいただいております。

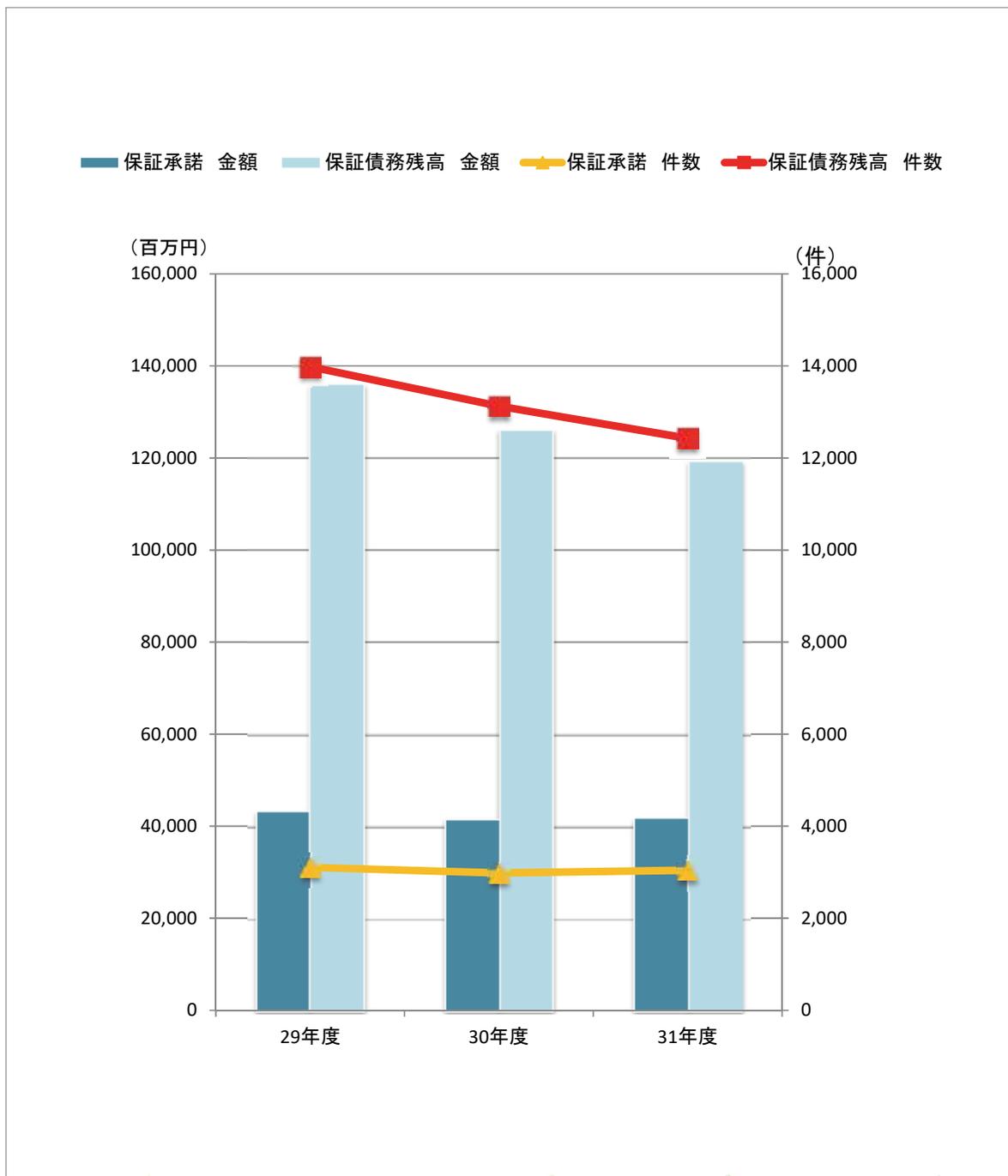
業務状況の推移

保証承諾の推移

保証債務残高の推移

(単位:千円)

	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
29年度	3,107	43,526,345	98.0	13,982	135,990,532	91.9
30年度	2,985	41,882,170	96.2	13,124	126,212,805	92.8
31年度	3,046	41,903,741	100.1	12,428	119,309,296	94.5

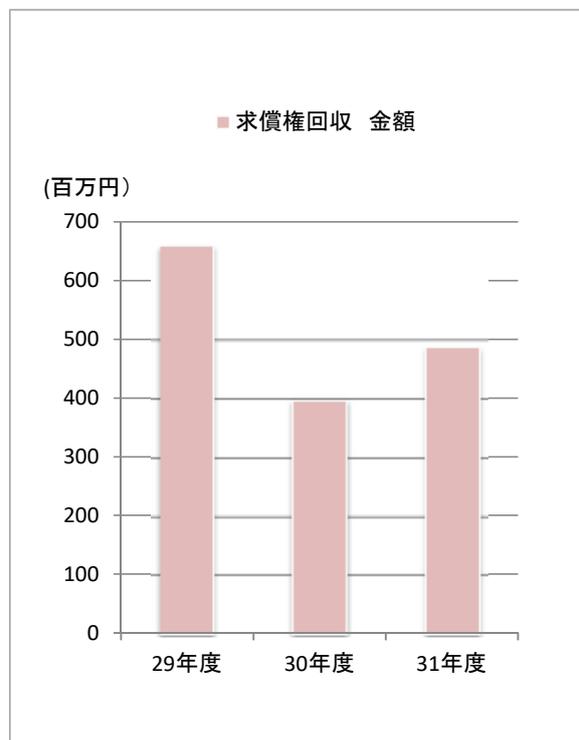
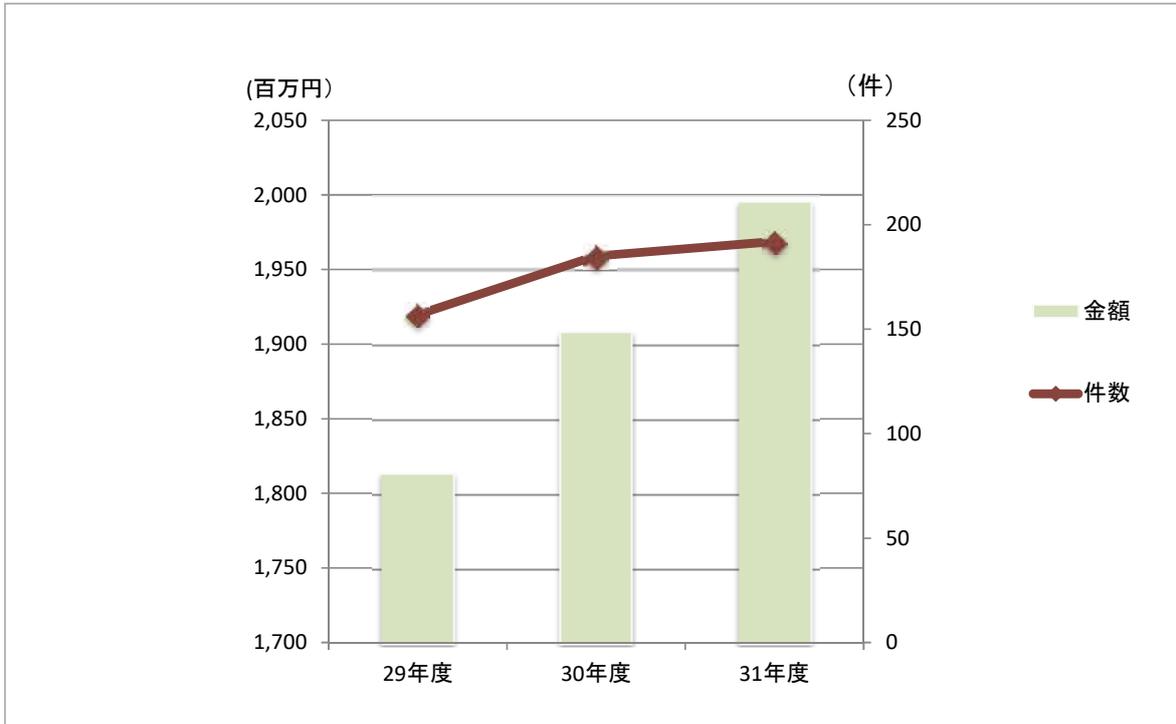


代位弁済の推移

回収の推移

(単位:千円)

	代位弁済			求償権回収	求償権残高	
	件数	金額	前年比	金額	件数	金額
29年度	157	1,814,119	75.4	659,635	6,989	59,814,874
30年度	185	1,908,760	105.2	398,451	7,060	60,673,528
31年度	192	1,995,799	104.6	487,221	7,049	60,621,422



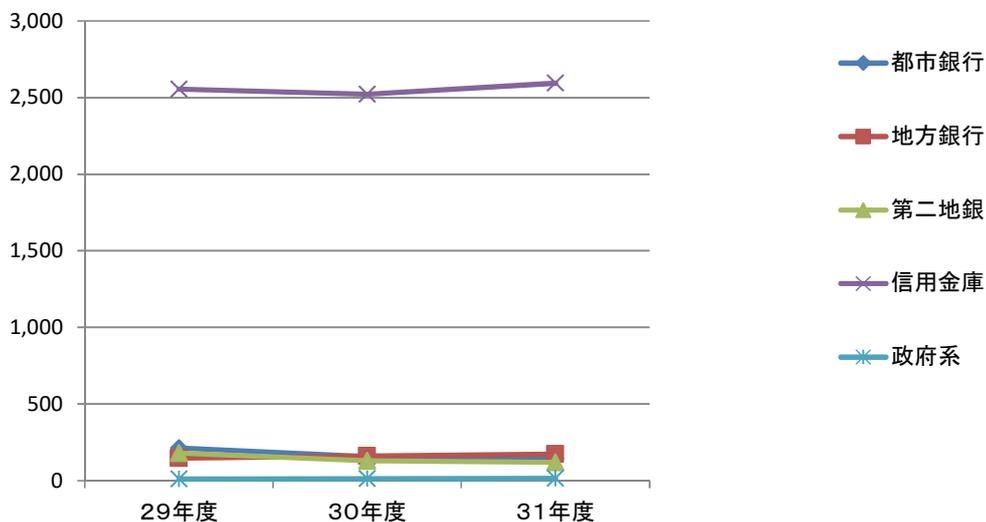
金融機関群別保証承諾の推移

(単位:千円)

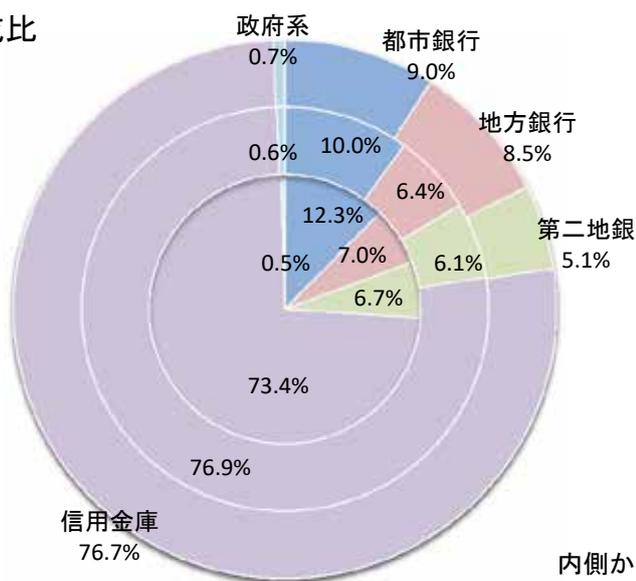
	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	213	5,374,050	157	4,171,650	144	3,783,223
地方銀行	147	3,043,095	162	2,697,845	173	3,553,982
第二地銀	180	2,927,850	131	2,543,150	120	2,133,350
信用金庫	2,556	31,962,950	2,522	32,197,525	2,594	32,136,669
政府系	11	218,400	13	272,000	15	296,517
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741

保証承諾件数

(件)



保証承諾金額構成比



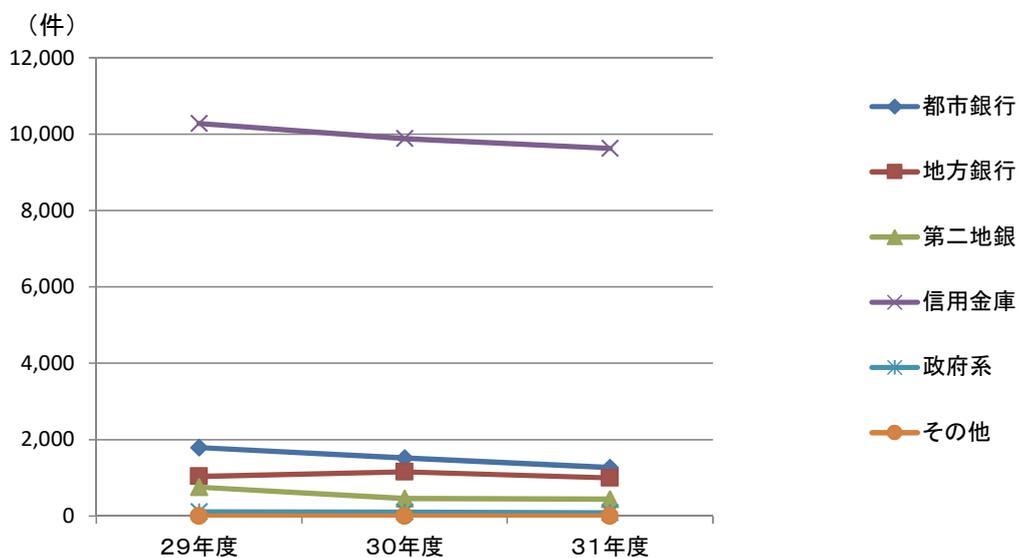
内側から外側に向かって
29年度、30年度、31年度

金融機関群別保証債務残高の推移

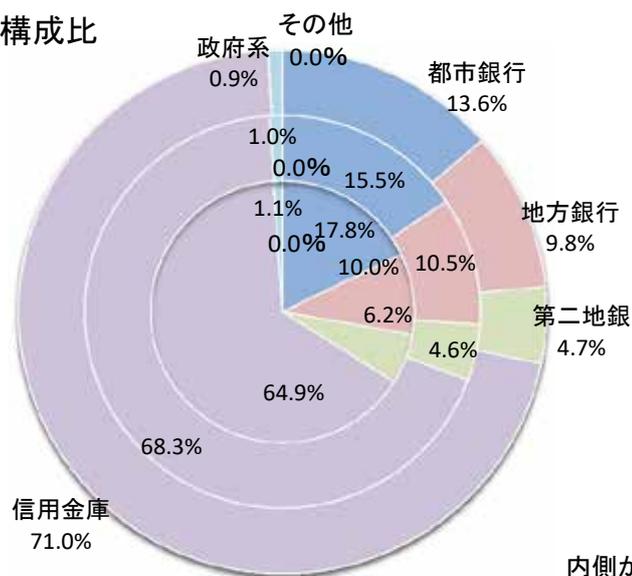
(単位：千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1,796	24,172,873	1,522	19,551,218	1,271	16,267,497
地方銀行	1,039	13,638,047	1,159	13,293,618	1,001	11,726,287
第二地銀	757	8,383,478	459	5,836,019	444	5,590,621
信用金庫	10,278	88,249,422	9,881	86,214,446	9,623	84,692,759
政府系	111	1,546,404	102	1,317,289	88	1,032,008
その他	1	310	1	217	1	124
合計	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



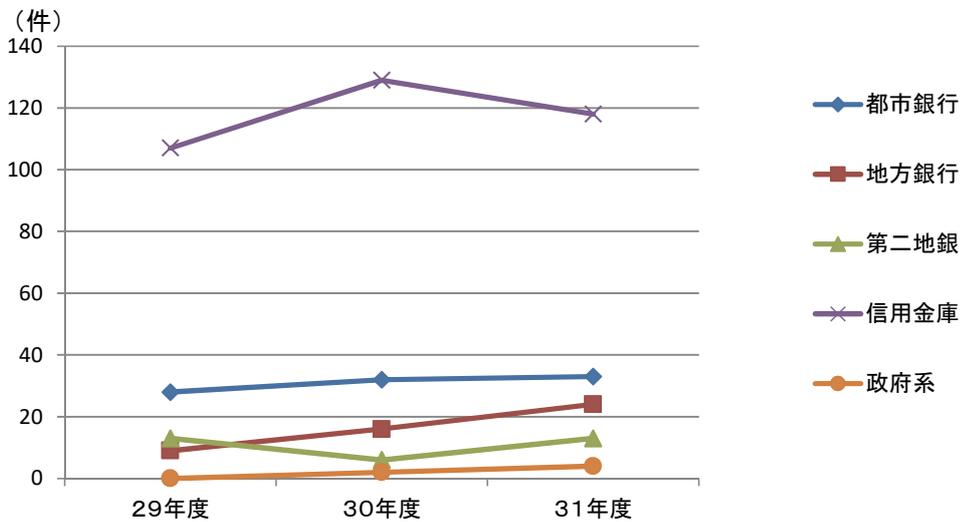
内側から外側に向かって
29年度、30年度、31年度

金融機関群別代位弁済の推移

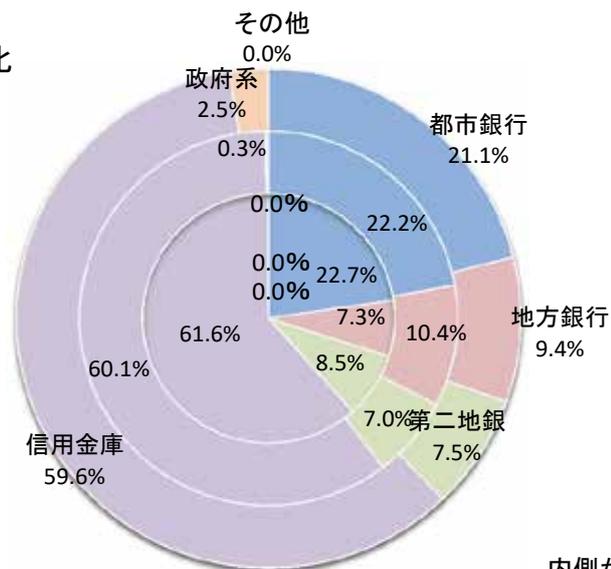
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	28	411,147	32	423,559	33	420,458
地方銀行	9	131,909	16	199,354	24	186,657
第二地銀	13	153,375	6	133,793	13	149,018
信用金庫	107	1,117,688	129	1,147,029	118	1,189,610
政府系	0	0	2	5,025	4	50,056
その他	0	0	0	0	0	0
合計	157	1,814,119	185	1,908,760	192	1,995,799

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



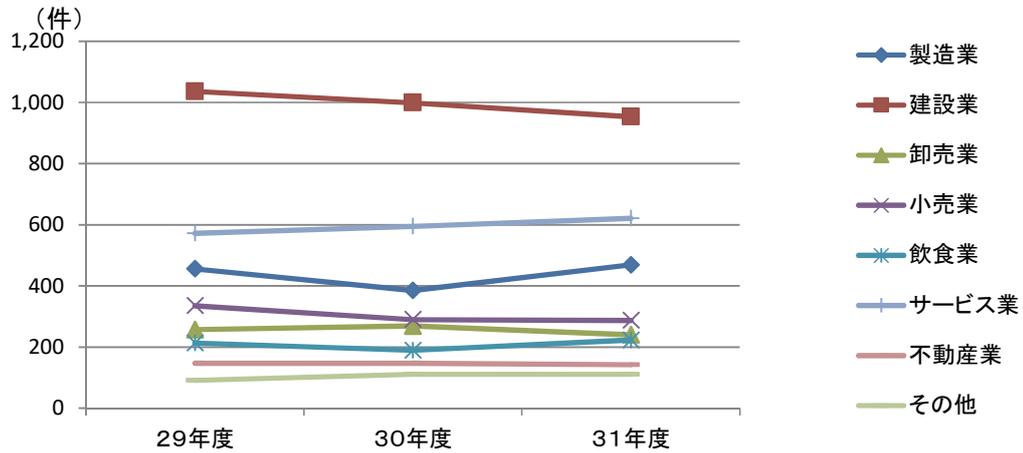
内側から外側に向かって
29年度、30年度、31年度

業種別保証承諾の推移

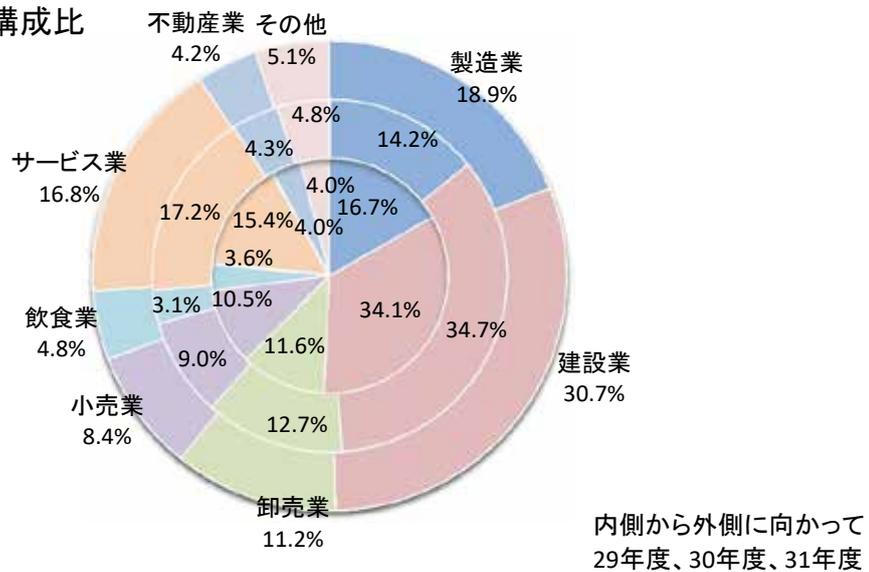
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	456	7,269,354	385	5,934,109	469	7,934,956
建設業	1,036	14,843,790	999	14,537,660	953	12,858,890
卸売業	257	5,053,500	269	5,310,759	240	4,689,648
小売業	335	4,583,691	290	3,770,558	287	3,514,249
飲食業	213	1,565,980	189	1,306,954	223	1,995,960
サービス業	572	6,724,530	595	7,215,940	621	7,029,540
不動産業	147	1,741,180	147	1,806,370	142	1,756,929
その他	91	1,744,320	111	1,999,820	111	2,123,569
合計	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741

保証承諾件数



保証承諾金額構成比

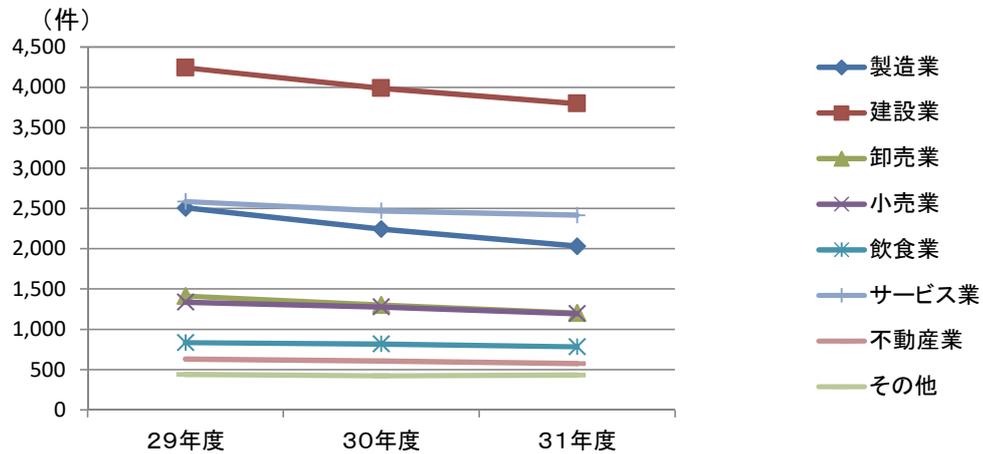


業種別保証債務残高の推移

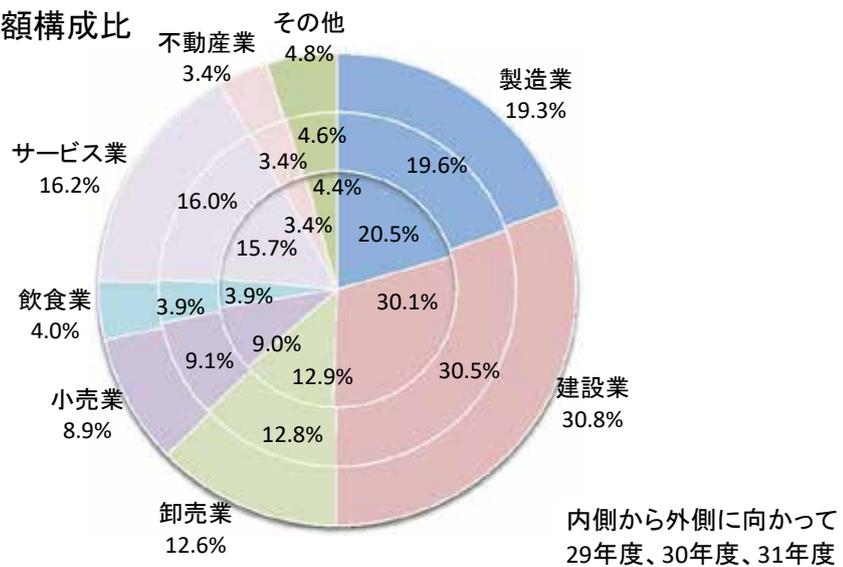
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,506	27,879,283	2,242	24,747,393	2,031	23,008,326
建設業	4,244	40,925,821	3,990	38,528,245	3,798	36,710,127
卸売業	1,411	17,593,855	1,301	16,135,172	1,202	15,018,324
小売業	1,335	12,236,557	1,277	11,444,833	1,193	10,616,619
飲食業	834	5,371,416	818	4,932,969	783	4,796,186
サービス業	2,583	21,376,683	2,468	20,249,030	2,415	19,376,036
不動産業	630	4,625,376	606	4,327,803	574	4,056,575
その他	439	5,981,542	422	5,847,360	432	5,727,104
合計	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比

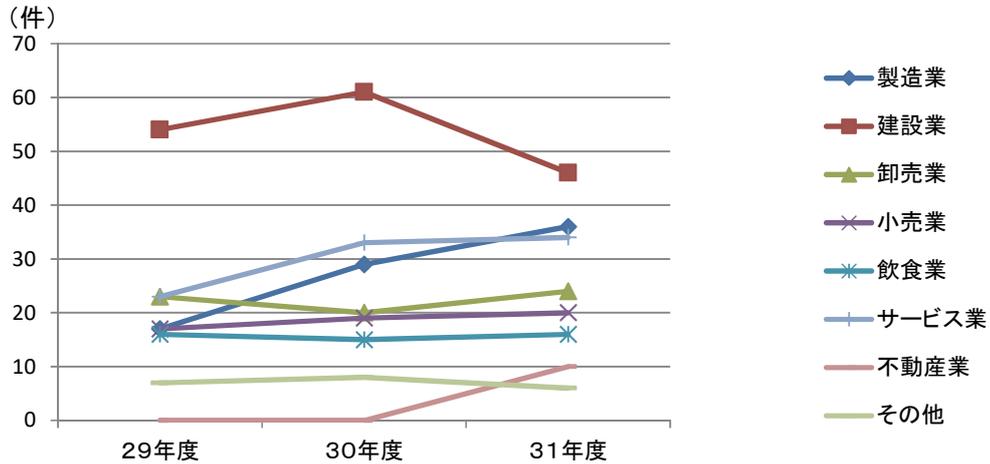


業種別代位弁済の推移

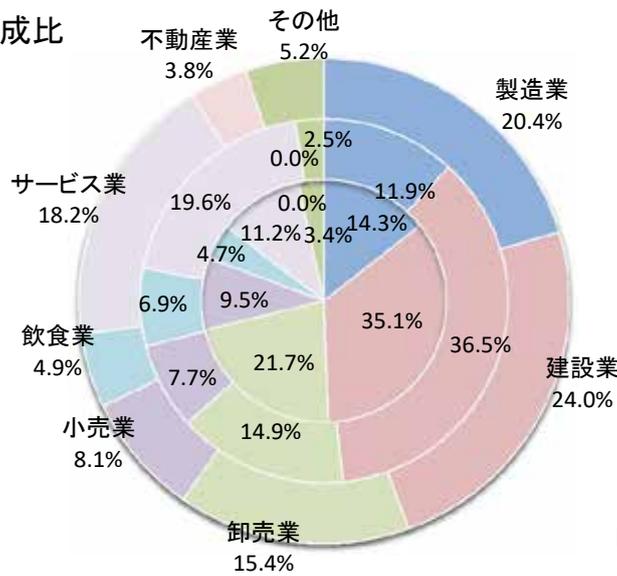
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	17	260,046	29	226,535	36	407,435
建設業	54	636,967	61	696,738	46	478,142
卸売業	23	393,908	20	285,115	24	306,699
小売業	17	173,091	19	146,331	20	162,022
飲食業	16	85,870	15	131,921	16	98,208
サービス業	23	203,077	33	374,141	34	363,388
不動産業	0	0	0	0	10	76,309
その他	7	61,159	8	47,979	6	103,596
合計	157	1,814,119	185	1,908,760	192	1,995,799

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



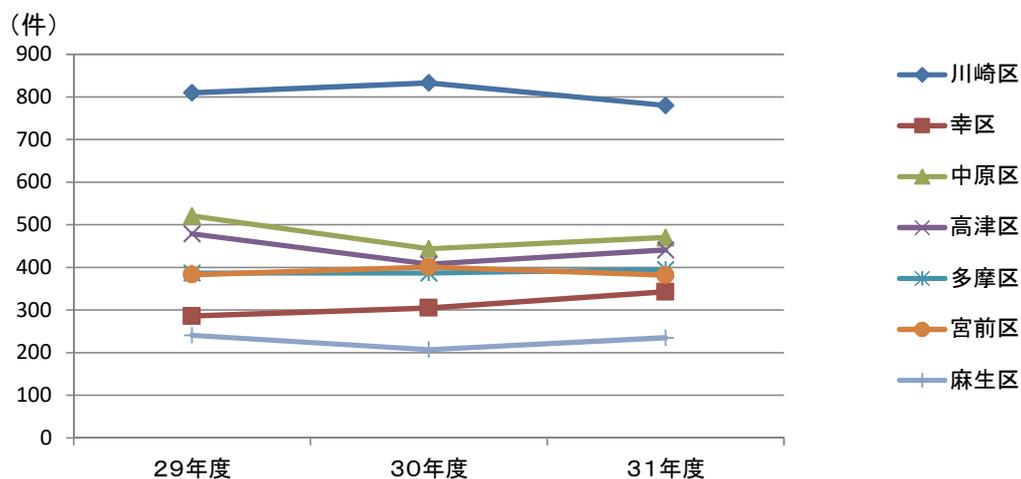
内側から外側に向かって
29年度、30年度、31年度

地区別保証承諾の推移

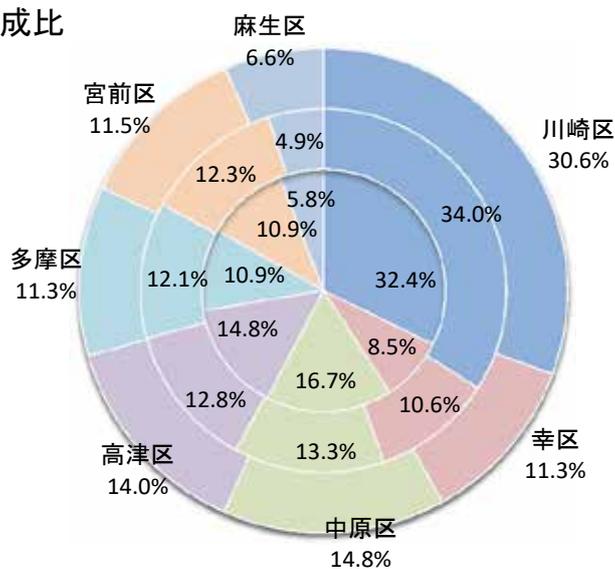
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	810	14,083,423	833	14,247,964	780	12,828,230
幸区	286	3,708,520	305	4,448,070	343	4,724,680
中原区	521	7,271,930	444	5,571,791	470	6,184,545
高津区	479	6,422,712	408	5,363,190	441	5,870,127
多摩区	387	4,756,350	387	5,059,658	395	4,734,750
宮前区	383	4,757,170	401	5,150,427	382	4,807,269
麻生区	241	2,526,240	207	2,041,070	235	2,754,140
合計	3,107	43,526,345	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



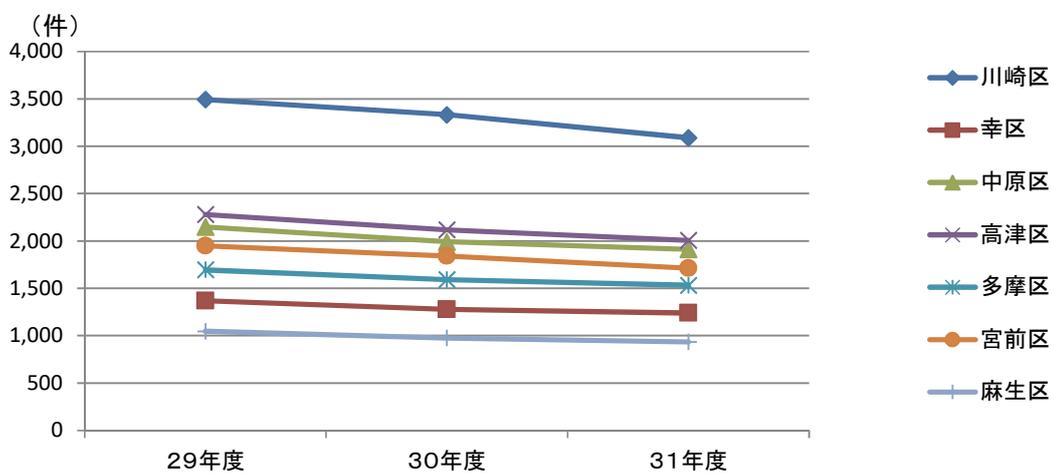
内側から外側に向かって
29年度、30年度、31年度

地区別保証債務残高の推移

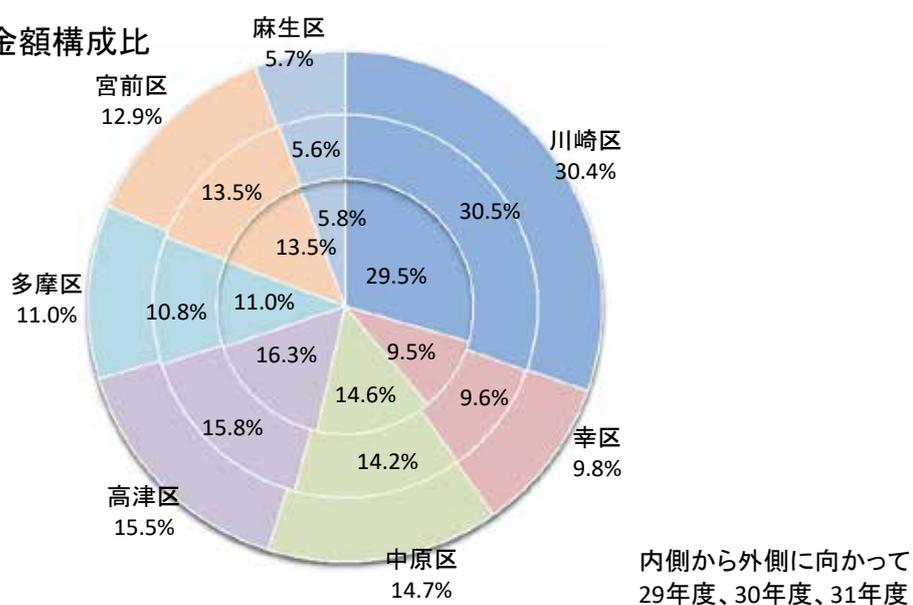
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	3,493	40,062,781	3,332	38,481,015	3,089	36,230,594
幸区	1,370	12,881,188	1,278	12,100,544	1,240	11,727,535
中原区	2,148	19,836,005	1,991	17,887,762	1,912	17,497,339
高津区	2,280	22,118,206	2,117	19,963,047	2,007	18,548,796
多摩区	1,695	14,921,174	1,591	13,679,157	1,532	13,106,450
宮前区	1,949	18,325,155	1,840	17,041,691	1,713	15,385,912
麻生区	1,047	7,846,024	975	7,059,590	935	6,812,670
合計	13,982	135,990,532	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比

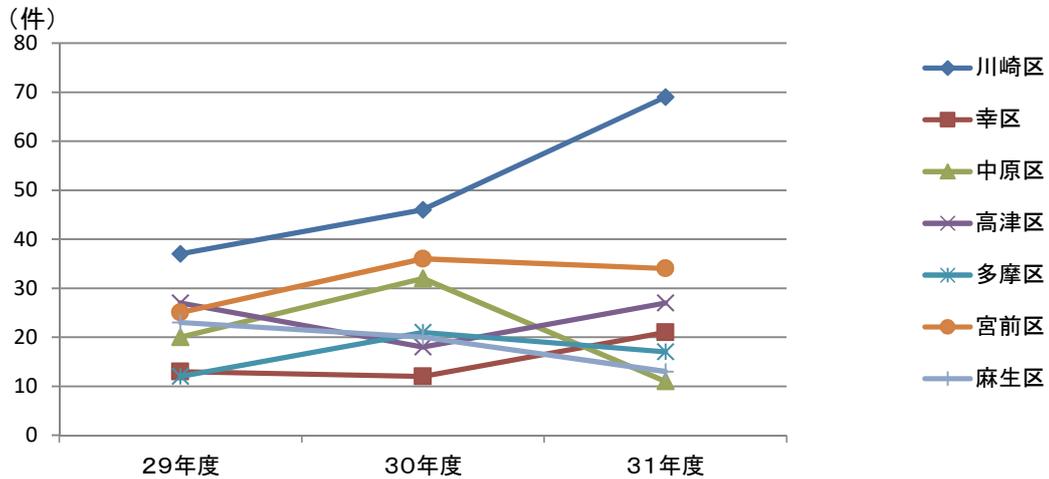


地区別代位弁済の推移

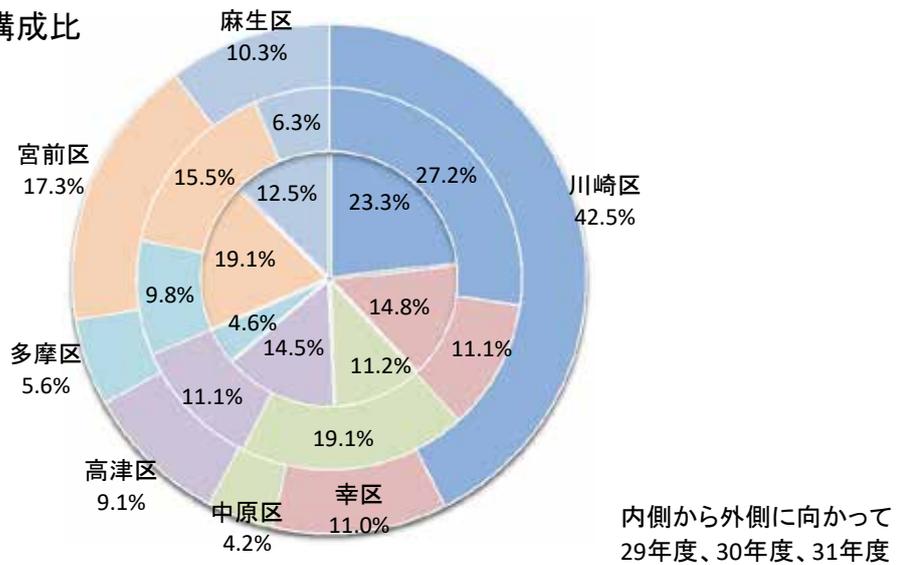
(単位:千円)

	29年度		30年度		31年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	37	421,972	46	519,230	69	849,181
幸区	13	268,856	12	211,430	21	220,064
中原区	20	203,891	32	364,447	11	83,022
高津区	27	262,655	18	212,124	27	182,447
多摩区	12	83,214	21	186,293	17	110,795
宮前区	25	346,906	36	294,964	34	345,172
麻生区	23	226,624	20	120,271	13	205,118
合計	157	1,814,119	185	1,908,760	192	1,995,799

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

平成31年度決算

収支計算書

〔平成31年 4月 1日から
令和 2年 3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	1,738,178,690
保 証 料	1,295,573,653
預 け 金 利 息	105,257
有価証券利息配当金	197,678,634
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 金	11,728,139
事 務 補 助 金	65,335,729
責 任 共 有 負 担 金	165,251,000
雑 収 入	2,506,278
経 常 支 出	1,261,096,979
業 務 費	556,203,053
役 職 員 給 与	248,703,023
退職給与引当金繰入	7,209,200
その 他 人 件 費	60,195,768
旅 費	1,172,470
事 務 費	133,689,761
賃 借 料	14,096,397
動産・不動産償却	17,152,869
信用調査費	3,280,091
債 権 管 理 費	53,590,257
指 導 普 及 費	7,494,637
負 担 金	9,618,580
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	683,259,963
責任共有負担金納付金	21,633,963
雑 支 出	0
経 常 収 支 差 額	477,081,711
経 常 外 収 入	3,029,991,604
償却求償権回収金	47,484,657
責任準備金戻入	767,066,931
求償権償却準備金戻入	519,279,754
求償権補てん金戻入	1,687,598,509
保 険 金	1,606,104,931
損失補償補てん金	81,493,578
補 助 金	0
そ の 他 収 入	8,561,753
経 常 外 支 出	3,198,185,718
求 償 権 償 却	1,867,459,270
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	4,831,349
退 職 金	110,600
責任準備金繰入	723,437,924
求償権償却準備金繰入	601,224,671
そ の 他 支 出	1,121,904
経 常 外 収 支 差 額	△ 168,194,114
経 常 ・ 経 常 外 収 支 差 額	308,887,597
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	308,887,597
収支差額変動準備金繰入額	154,443,798
基 本 財 産 繰 入 額	154,443,799

貸借対照表 (令和 2年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	45,484	基 本 財 産	12,073,404,318
現 金	45,484	基 金	3,246,305,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,827,099,318
預 け 金	795,856,657	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	32,483,947	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,419,647,131
普 通 預 金	42,330,390	責 任 準 備 金	723,437,924
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	601,224,671
定 期 預 金	720,000,000	退 職 給 与 引 当 金	205,469,800
郵 便 貯 金	1,042,320	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	300,000,000	保 証 債 務	119,309,295,821
有 価 証 券	17,383,191,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	400,000,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	16,981,191,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
その他の有価証券	2,554,208	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	2,554,208	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	337,737,968	雑 勘 定	3,336,703,925
事 業 用 不 動 産	311,822,958	仮 受 金	796,268
事 業 用 動 産	25,121,010	保 険 納 付 金	51,649,492
所 有 動 産 ・ 不 動 産	794,000	損 失 補 償 納 付 金	2,151,200
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	3,252,221,722
保 証 債 務 見 返	119,309,295,821	未 払 保 険 料	998,640
求 償 権	1,136,691,158	未 払 費 用	28,886,603
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	403,811,294		
仮 払 金	6,852,727		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	16,544,000		
連 合 会 勘 定	8,930		
未 収 利 息	51,241,026		
未 経 過 保 険 料	329,164,611		
合 計	139,669,183,590	合 計	139,669,183,590

財 産 目 録 (令和 2年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	45,484	責 任 準 備 金	723,437,924
預 け 金	795,856,657	求 償 権 償 却 準 備 金	601,224,671
金 銭 信 託	300,000,000	退 職 給 与 引 当 金	205,469,800
有 価 証 券	17,383,191,000	損 失 補 償 金	0
そ の 他 の 有 価 証 券	2,554,208	保 証 債 務	119,309,295,821
動 産 ・ 不 動 産	337,737,968	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	119,309,295,821	雑 勘 定	3,336,703,925
求 償 権	1,136,691,158		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	403,811,294		
合 計	139,669,183,590	合 計	124,176,132,141
		正 味 財 産	15,493,051,449

基本財産について

基本財産は、株式会社等の資本金に相当するものであり、①基金と②基金準備金で構成されています。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は定款により基本財産の50倍と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え公的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。

①基金について

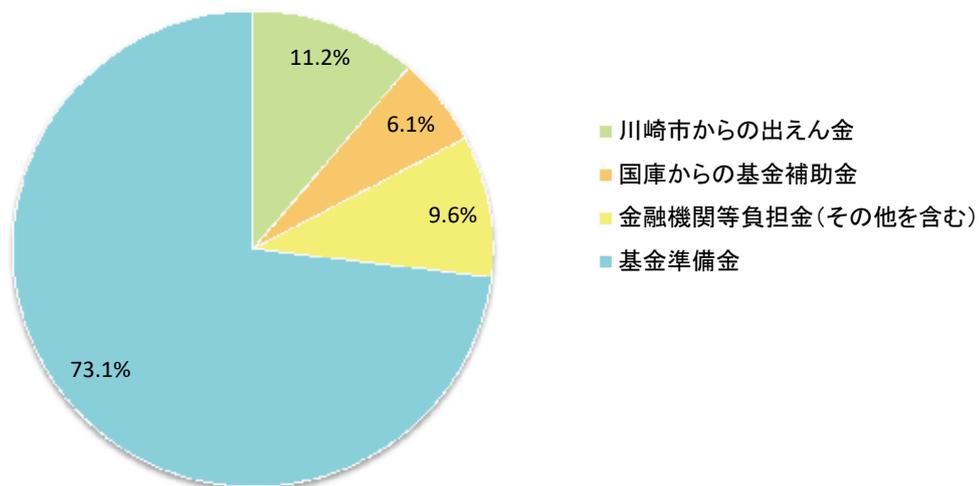
川崎市からの拠出である出えん金、国庫からの基金補助金、金融機関等負担金等で構成されています。

②基金準備金について

決算における収支差額から繰入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

基本財産	12,073,404,318 円
基金	3,246,305,000 円
基金の内訳	
川崎市からの出えん金	1,354,216,000 円
国庫からの基金補助金	734,067,000 円
金融機関等負担金（その他を含む）	1,158,022,000 円
基金準備金	8,827,099,318 円

基本財産の内訳



あゆみ

戦後の荒廃した中、国民生活は著しく厳しい環境下に置かれ、食糧や生活必需品の入手も困難を極めておりました。その中でいち早く活動を開始していたのは、中小企業でした。

当協会は、その中小企業の金融支援を目的として全国で7番目、戦後4番目の信用保証協会として昭和23年9月28日に設立され、10月1日から業務を開始しました。

昭和23年	9月10日	社団法人川崎信用保証協会設立認可
	9月28日	社団法人川崎信用保証協会設立
	10月1日	川崎市役所内において業務開始
昭和25年	6月26日	事務所を川崎商工会議所内に移転
	12月14日	中小企業信用保険法公布 法律第264号
昭和26年	7月27日	財団法人川崎市信用保証協会に組織変更
昭和28年	4月11日	川崎市金融会館落成により事務所を同会館に移転
	8月10日	信用保証協会法公布 法律第196号
昭和29年	10月1日	川崎市信用保証協会に組織変更
昭和42年	10月1日	中原連絡所を横浜銀行武蔵小杉ビル内に開設
昭和45年	4月1日	中原連絡所を川崎市役所中原支所第2庁舎内に移転
昭和50年	8月1日	中原連絡所を田辺ビル内に移転し名称を北連絡所とする
昭和51年	10月18日	北連絡所を川崎市中心企業婦人会館5階に移転
昭和54年	9月20日	北連絡所を北出張所に昇格
昭和61年	10月1日	本所を所在地(川崎区日進町1-66)に移転
昭和62年	10月1日	北出張所を支所に昇格
平成16年	5月6日	北支所をNTT東日本溝の口ビル1階に移転
平成18年	4月1日	「保証料率弾力化」を実施
平成19年	10月1日	「責任共有制度」導入
平成26年	5月7日	電算共同システム「COMMON SYSTEM」へ移行
平成29年	4月1日	総務企画部と企業支援部の2部に組織変更
平成30年	4月1日	信用補完制度の見直し
平成30年	10月1日	創立70年
平成31年	1月15日	北支所を所在地(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)に移転

窓口のご案内

本所

〒210-0024 川崎市川崎区日進町 1-66



総務企画課	Tel.044-211-0503
経営支援推進課	Tel.044-211-0504
企業支援課	Tel.044-211-0501
管理推進課	Tel.044-211-0502

北支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1

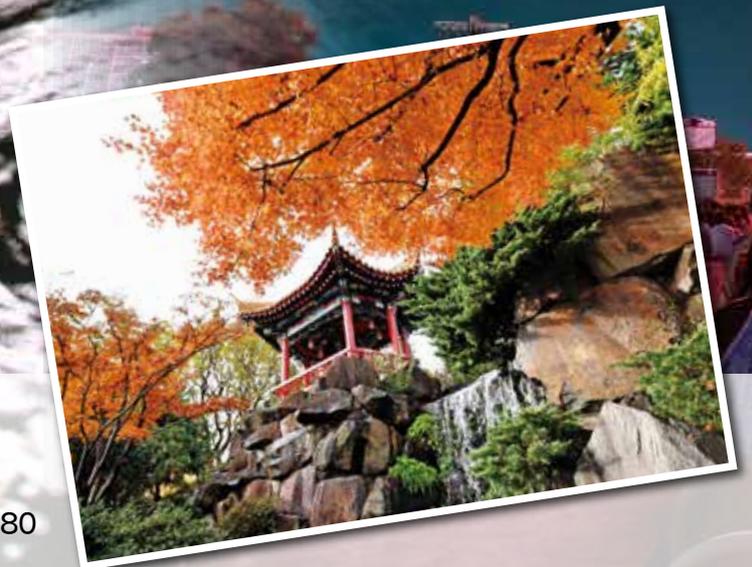
かながわサイエンスパーク西棟 407号



北支所企業支援課	Tel.044-850-0055
----------	------------------

未来を拓く川崎の企業をサポートする

 川崎市信用保証協会



発行／令和2年6月
編集／川崎市信用保証協会 総務企画部総務企画課
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66
TEL 044-211-0503 FAX 044-222-2080
<https://www.cgc-kawasaki.or.jp>